

寒川町町税条例及び寒川町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 13 号

寒川町町税条例及び寒川町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第 1 条 寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の表第 1 号オ中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び次項において同じ。」に、「この表」を「この表及び次項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第 27 条の 2 第 1 項第 1 号中「令」を「地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)」に改める。

附則第 8 項の見出し中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 17 号)附則第 10 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)附則第 18 条第 1 項」に、「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

(寒川町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 寒川町町税条例の一部を改正する条例(平成 26 年寒川町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「新条例第 29 条の規定」の次に「(第 2 号ア(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。)」を加え、附則第 8 項の表中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 新条例第 29 条の規定(第 1 号、第 2 号ア(ア)、同号イ及び第 3 号に係る部分に限る。)は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 27 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例のうち、第 1 条の規定は平成 27 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

2 改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の町民税に関する部分は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

3 新条例附則第 8 項の規定は、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成 26 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。